

意見第 11 号

幼児教育・保育の無償化の推進と拡充を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

2019年6月18日

提出者 久喜市議会議員
猪股和雄
賛成者 久喜市議会議員
岡崎克巳
渡辺昌代
田村栄子

久喜市議会議長 上條哲弘様

幼児教育・保育の無償化の推進と拡充を求める意見書

政府は、10月1日からの幼児教育・保育の「無償化」方針を決定した。これは子どもたちの健全な発達を保障するとともに、子育て支援政策として評価されるものであるが、現在までに明らかになっている「無償化」制度の内容には、是正すべき事項も指摘されている。

よって政府に対し、子どもの権利を拡充するため、以下について実施するよう求める。

記

- 1 これまで保育所の給食費は、3～5歳児の主食費については保育料の他に実費徴収としてきた。今回の3～5歳児の保育料無償化に際して、給食費は無償化の対象外として主食費、副食費とも実費徴収を基本（一部は副食費を免除）とすることになるが、これは「幼児教育・保育の無償化」として不十分である。給食を実施している幼稚園等も含め、すべての児童の給食費を公費負担・無償化の対象とすること。
- 2 今回の「無償化」は、3～5歳児を対象とし、0～2歳児は住民税非課税世帯のみを対象としているが、消費税等を含め、財源確保のうえ所得制限を撤廃し、全年齢の児童について無償化を進めること。
- 3 これまで待機児童ゼロを目標に保育の量的拡充を進めてきたが、「無償化」によって入所希望者が増え、逆に「待機児童」が増えることが危惧されている。引き続き保育の質的・量的拡充を進めること。

4 公立施設の「無償化」について、初年度に要する経費のみを全額国庫負担とすることになっているが、来年度以降も自治体負担が増すことのないよう、必要な財源措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

内閣総理大臣
財務大臣 あて
文部科学大臣
厚生労働大臣